

委員長報告

企画財政 委員長報告



副委員長 逢澤 圭一郎

[目 次]

	頁
常任委員会	
企画財政	34
総務県民生活	35
環境農林	37
福祉保健医療	38
産業労働企業	40
県土都市整備	41
文教	41
警察危機管理防災	42
特別委員会	
自然再生・循環社会対策	43
地方創生・行財政改革	44
公社事業対策	44
少子・高齢福祉社会対策	45
経済・雇用対策	46
危機管理・大規模災害対策	46
人材育成・文化・スポーツ振興	47
新型コロナウイルス感染症対策	47

〈急施議案〉

企画財政委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、第90号議案の1件であります。

以下、この議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、「低所得者のひとり親世帯に対し、生活支援特別給付金として児童一人当たり5万円を支給することのことだが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、給付額を上乘せして給付するなどの議論はなかったのか」との質疑に対し、「制度設計時の調査では、町村から県で給付額を上乘せしてほしいという話はなかった。また、近県でも、管轄する町村に対して、一律に上乘せするという動きもないことなどから、県が上乘せするということにはならなかった」との答弁がありました。

また、「家計が急変した世帯数が、予算積算上の世帯数より増えてしまった場合、その分に対し、国から確実に追加交付されるのか」との質疑に対し、「交付金については既に、国から概算で交付されており、不足が生じた場合には、実績に基づき変更交付申請を行うことで、対応できるものと考えている」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本議案について採決いたしましたところ、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。



委員長 藤井健志

企画財政委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案4件であります。

以下、これらの議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、第91号議案について、「今回の補正予算で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を22億円活用している。今後、交付金の残額約170億円をどのように活用していくのか」との質疑に対し、「令和4年9月定例会での補正予算に向けて、どのような業種が支援を必要としているのか、また、長期的に物価高騰が続くことを想定して、対策をどうするか調査分析し、全庁を挙げて検討していく」との答弁がありました。

また、「地域公共交通運行継続支援事業費について、当該交付金を活用し、市町村も同様の助成を考えている場合があると思うが、県と市町村とで重複しないよう調整しているのか」との質疑に対し、「市町村とは、補助目的や支援期間等について調整しており、現在、県と市町村で重複は生じていない」との答弁がありました。

次に、第106号議案について、「降ひょうの被害者支援の財源は財政調整基金でなければいけないのか。また、今後、原油価格の高騰の影響を受け、臨時交付金を活用することができるようになった場合、財政調整基金に積み戻すことができるのか」との質疑に対し、「財源を繰越金とすることも考えられるが、今回は当初予算に計上した繰越金を大きく上回る金額であることや、現時点で決算が認定されていないことから、埼玉県財政調整基金条例の規定に基づいて災害により生じた経費の財源として処分ができる財政調整基金を活用した。また、今後、国の交付金の活用など財源の振替えができる場合は、財政調整

基金に積み戻すことは可能であり、今後の補正予算で対応していく」との答弁がありました。

また、「財政調整基金を慎重に取り扱い、緊急のときのために確保しておくことが必要ではないか」との質疑に対し、「財政調整基金の残高は、今回の補正で約406億円となるが、昨年度の県税収入が大きく伸びたため地方交付税の精算が必要となり、実質的には約14億7千万円の残額となる。そのため、取扱いについては慎重に対応していく」との答弁がありました。

このほか、第92号議案、第93号議案についても活発な論議がなされました。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました議案4件について採決いたしましたところ、いずれも総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。

総務県民生活 委員長報告



委員長 松澤 正

総務県民生活委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案7件及び請願2件であります。

以下、これらの議案等に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、第91号議案について、「私立学校に対し、学校給食費等の物価高騰相当額を補助するとのことだが、どの程度の物価高騰まで対応できるのか。また、物価高騰が長期化した場合、どのように対応するのか」との質疑に対し、「令和3年4月から令和4年4月の期間で最も食品価格が高騰した時点を基に積算しており、15%までの物価高騰に対応できる。物価高騰が長期に及んだ場合には、国は総合的な対策を講じるとしており、国の動向を注視しながら検討していきたい」との答弁がありました。

次に、第94号議案について、「職員の適切な年齢

バランスを維持するためには、定年の段階的引上げ期間中も、一定数の新規採用を継続して行うべきだ
がどうか」との質疑に対し、「定年の段階的引上げ
期間中には、2年に1度、定年退職者がいない年が
あるため、1年おきに、採用が必要な職員数の増減
が生じる。しかし、継続的で安定した県政運営を
行っていくためには、真に必要な規模の新規採用を
計画的に実施して、職員の適切な年齢バランスを確
保していく必要がある。また、総務省から、定年引
上げに伴う地方公共団体の定員管理のあり方に関す
る研究会の報告書が出され、これに基づく通知も発
出されており、当該通知の内容も踏まえながら、関
係部局と協議をして、安定的な新規採用に向けて必
要な検討を行っていききたい」との答弁がありました。

次に、第96号議案について、「住宅ローン控除に
関する改正による県税収入への影響額はどれくらい
か」との質疑に対し、「約2億6,000万円の減収が見
込まれる。しかし、減収額については、国の地方特
例交付金により全額補填されるため、実質的な減収
は生じない」との答弁がありました。

このほか、第95号議案についても活発な論議がな
され、第103号議案については、執行部からの詳細
な説明をもって、了承した次第であります。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託
されました知事提出議案5件について採決いたしま
したところ、いずれも総員をもって、原案のとおり
可決すべきものと決した次第であります。

次に、請願について申し上げます。

議請第1号につきましては、請願者223名を追加
したい旨の申請が請願者からあり、これを了承し、
審査したところであります。

審査におきましては、不採択とすべきとの立場か
ら、「インボイス制度は、消費税の軽減税率制度の
導入に伴い、取引における正確な消費税率と消費税
額を把握し、適正な課税を行うために導入される。
激変緩和措置として、適格請求書がなくても支払っ
た消費税が一定程度仕入税額控除できるなど、経過
措置が設けられている。また、国においても相談窓
口を設けるなど、制度導入に向けた措置が講じられ
ており、インボイス制度を中止することを求める本
請願には反対である」等の意見が出されました。

次に、採択すべきとの立場から、「インボイス制

度が実施されると、納税を免除されていた小規模事
業者等が元請けなどから課税業者になることを求め
られる。課税業者となれば暮らしていけず、廃止を
求める声が広がっている。多くの関係団体も反対を
表明しており、請願の採択を強く求める」との意見
が出され、採決いたしましたところ、賛成少数を
もって不採択とすべきものと決した次第であります。

次に、議請第2号につきましては、請願者225名
を追加したい旨の申請が請願者からあり、これを了
承し、審査したところであります。

審査におきましては、不採択とすべきとの立場か
ら、「消費税は、安定財源を確保し、社会保障の充
実と安定化及び財政健全化の達成のため必要な税財
源である。さきの令和2年2月定例会で提出した
『新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急経済対
策を求める意見書』において、消費税は一定の期間
を定めて軽減税率を0%とし、全品目軽減税率を適
用することと要望しているが、緊急経済対策の一つ
として要望しているものであり、単に消費税を一定
期間ゼロにすることを求める本請願には賛成できな
い」との意見が出されました。

次に、採択すべきとの立場から、「現在も景気が
上向かず、物価も高騰している中で、一定期間であ
れば必要な措置であると考え」等の意見が出され、
採決いたしましたところ、賛成少数をもって不採択
とすべきものと決した次第であります。

次に、議第15号議案「埼玉県性の多様性を尊重し
た社会づくり条例」及び議第16号議案「埼玉県部落
差別の解消の推進に関する条例」の審査について申
し上げます。

両議案について、まず、提案代表者から提案説明
がなされ、その後質疑を行いました。

その中で、議第15号議案について、「本条例を制
定することによって、社会がどのように変わってい
くのか」との質疑に対し、「本条例を制定すること
で、性の多様性の理解が進み、性的マイノリティの
方々の苦しみが軽減され、個人が個人として尊重さ
れる社会の実現に向けての一助になると考える」と
の答弁がありました。

また、「性自認が女性で戸籍上男性の方が、女性
専用のトイレや更衣室などに入ることを施設管理者
が禁止した場合、不当な差別的取扱いとして、本条

例の違反となるのか。また、本条例の制定により性犯罪が増加するのではないかという意見があるがどうか」との質疑に対し、「そのような行為は、人権として無制限に保障されるものではなく、公共の福祉による制約として経営の自由等の権利との調整が必要となる。施設管理者には、性の多様性に配慮した取組を行うよう努めていただく必要はあるが、女性専用スペースへの入室を禁止することは一律に条例違反になるものではないと考える。また、アメリカのカリフォルニア大学ロサンゼルス校で実施された大規模調査においても、本条例のような条例施行後に、犯罪は増加していないという調査結果がある」との答弁がありました。

また、「第14条で規定する相談体制等の整備について、例えば東京都豊島区では、専門家が苦情処理委員となって苦情を受け付けている。本県の相談体制をどのように考えているのか」との質疑に対し、「当事者、その親族などの関係者及び事業者など全ての人が感じる疑問、困難に関する相談、苦情処理を扱う体制を想定している」との答弁がありました。

次に、議第16号議案について、「特定電気通信役務提供者、いわゆるプロバイダの責務や部落差別を行った者に対する説示、勧告等の規定を設けなかったのはなぜか」との質疑に対し、「まずは、県民の理解を深めることが、優先である。今後、第9条に基づく実態把握を行い、改正していく可能性はあるが、現時点でも特定の個人を対象とした権利侵害については、刑法をはじめとした各種法令が適用されると考える」との答弁がありました。

続いて、討論に入りましたところ、議第16号議案に反対の立場から、「行政への介入を復活させかねず、また、第9条の実態把握については、それ自体が国民の内心の自由を侵害し、分け隔てなく地域で生活する旧住民と、それ以外の方との間に新たな壁を作り出す強い危険性がある。本条例案は、部落問題解決の歴史に逆行し、部落差別を固定化、永久化しかねず、反対する」との討論がありました。

一方、議第15号議案及び議第16号議案に賛成の立場から、「まず、議第15号議案について、埼玉県が国に先んじて条例を制定することには大きな意義があると思う。条例の実効性をより高めるために、庁内横断的な推進体制を強化すること、苦情処理委

員会や相談窓口等を設置し県が責任を持って対処すること、及び性の多様性の尊重に係るガイドラインを作成することを提案した上で、本条例案に賛成する。次に、議第16号議案について、部落差別は、地域に由来する根深い日本固有の差別である。現在、県内においても、痛ましい差別事件が頻発しており、本条例案の制定が求められる社会状況にあると考え、賛成する」等の討論がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました議員提出議案2件について採決いたしましたところ、いずれも多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、当面する行政課題として、県民生活部から「指定管理者に係る令和3年度事業報告書及び令和4年度事業計画書について」、「令和4年度における指定管理者の選定について」並びに「屋内50m水泳場及びスポーツ科学拠点施設の検討状況について」の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

環境農林 委員長報告



委員長 木下博信

環境農林委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案2件であります。

以下、これらの議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、環境部関係では、第91号議案について、「原油価格の高騰に対応するため、中小企業等省エネルギー対策支援事業費に創設する緊急対策枠について、速やかな周知が必要だと考えるが、半導体不足等の問題がある中で年度内に十分に事業の効果を得るために、どのような取組を行うのか」との質疑に対し、「本補正予算が可決された場合には、速やかに周知を開始する。具体的には、県ホームページへの掲載をはじめ、県内経済団体や埼玉県信用金庫

協会、埼玉県建設業協会などの業界団体へチラシを配布する。また、新たな取組として、商工会議所等へのチラシの配布に加え、日ごろの経営相談の中でもPRしてもらうなど、直接、中小企業に訴えるよう取り組んでいく」との答弁がありました。

次に、農林部関係では、第91号議案について、「配合飼料価格高騰緊急対策事業では、高騰する前の3年間と、高騰が始まった令和3年3月から本年3月までの平均価格を基に補助額を算出しているが、本年4月以降更に価格が高騰し、経営が成り立たないと悲鳴を上げる畜産農家がいる状況がある。県は、このような価格高騰に対してどのように対応していくのか」との質疑に対し、「今回の補正予算は、緊急対応として配合飼料メーカーのコスト上昇分を補助するものである。現在、飼料価格の高騰が続いている状態ではあるが、県としては、価格補填という形ではなく、先を見据えて、耕畜連携やエコフィードの利用推進を図ることで、輸入飼料に頼らない体制づくりに力を入れていきたいと考えている。また、国に対しては、引き続き配合飼料価格安定制度等の充実を要望していく」との答弁がありました。

このほか、第106号議案についても活発な論議がなされました。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました議案2件について採決いたしましたところ、いずれも総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、当面する行政課題として、環境部及び農林部から、それぞれ、「指定管理者に係る令和3年度事業報告書及び令和4年度事業計画書について」、並びに「令和4年度における指定管理者の選定について」、農林部から「森林ふれあい施設の見直しについて」の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

福祉保健医療 委員長報告



副委員長 高橋 稔 裕

〈急施議案〉

福祉保健医療委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に急施を要するとして付託されました案件は、第90号議案のうち福祉部関係の1件であります。

以下、この議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、「今回の子育て世帯生活支援特別給付金の支給の効果を県ではどのように考えているのか」との質疑に対し、「国の試算ではエネルギー部分の物価について、新型コロナウイルス感染症拡大前の2019年平均から2022年2月をみると、児童扶養手当受給世帯に近い所得層の負担額が28,579円上昇している。所得が低い方ほど、収入に占めるエネルギーなどの負担割合が高い傾向にあり、県として今回の支給は一定の効果があると考えている」との答弁がありました。

また、「今回の支給では、児童扶養手当受給者は申請不要である一方、公的年金受給者は申請が必要であり、申請者と町村の事務負担が増えるが、なぜ申請が必要なのか」との質疑に対し、「県では公的年金受給者に関するデータを有しておらず、申請を通じて把握する必要があるためである。申請された方々には、速やかに振込みを行う」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本議案について採決いたしましたところ、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。

委員長 細田善則



福祉保健医療委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、第91号議案のうち福祉部関係及び保健医療部関係の1件であります。

以下、この議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、福祉部関係では、「夏休み期間に子供の食事等を確保する支援について、本事業のあるべき姿は、食事等の提供を受けた子供や受け取っていない子供の食事等生活の状況確認に役立てることであるとする。そのためには、マイナンバーの活用等により、子供たちの支援につながる継続的システムを構築すべきと考えるがどうか」との質疑に対し、「本事業は、物価高騰や原油価格高騰に対応する国の予算を活用し、この夏休みに実施することを想定している。期間として対応が難しいが、今後の事業に際して、そうした視点を含めて取り組んでいく」との答弁がありました。

また、「学校給食のない夏休み中、子供の生活に不安を抱いている保護者のために、本補正予算可決後は速やかに、この事業について漏れのないよう周知すべきと考えるがどうか」との質疑に対し、「記者発表や県のSNSに加え、市町村社会福祉協議会を通じて、子ども食堂を利用する子供たちに案内できるように、工夫して周知していく」との答弁がありました。

次に、保健医療部関係では、「一般公衆浴場の経営支援については本年9月までの設定だが、10月以降も見通しが不透明な中、今後の実施についてどう考えているのか。また、気温の高い夏場よりも冬場の方が原油の使用量は増加するため、補助金額の見直しも必要と考えるがどうか」との質疑に対し、「9月以降の対応については、原油価格の動向等も

踏まえ、必要に応じて検討していく。また、入浴料金の上限統制額の改定については、中長期的な展望で試算した上で、審議会等に諮り、決定する」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本議案について採決いたしましたところ、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、所管事務の調査として、「難聴児への補聴器購入補助について」、「生活保護受給者の銃砲刀剣類等の所持について」及び「熱中症対策と節電の呼び掛けについて」質問が行われました。

その中で、「難聴児にとって、補聴器は学びの必需品であり、成長期の子供はイヤーマールドの取替えによる修理も頻繁にある。また、日常生活での破損もあり得るため、修理費用についても補助対象となるよう検討してほしいがどうか」との質問に対し、「本事業では、現在、修理は対象外であるが、他の都道府県では、修理費用やイヤーマールド部品の買換えを補助対象としているところもあり、まずは他の都道府県の実施状況を把握していく。また、本事業は、県と市町村が各3分の1負担しているため、市町村と調整し、どの範囲まで補助すべきか検討していく」との答弁がありました。

また、「生活保護は、最低限度の生活の維持のために、その利用し得る資産を活用することが要件とされており、本来受給者に所持が認められない銃砲刀剣類を含む資産の把握徹底をどのように行うのか。また、今後、警察を中心とした部局連携が重要となると考えるがどうか」との質問に対し、「各福祉事務所に対して、受給者の資産申告の徹底を図るよう事務連絡を発出する。その中で銃砲刀剣類が原則売却すべき資産であり、さらに維持費がかかるため最低限度の生活を脅かす可能性があることから、保有が認められない資産として例示し、福祉事務所の指導や受給者本人の申告がしやすくなるようにする。また、銃所持の可能性があり、かつトラブル発生のおそれが高い場合、警察との連携は可能と聞いており、個別の状況や必要性に応じて、適切に連携を図るよう福祉事務所を指導していく」との答弁がありました。

また、「熱中症対策については、電力需給のひっ迫も要因となっており、他部局とも連携して、発信

の在り方等を工夫すべきではないか」との質問に対し、「節電とエアコンの使用は、相反するものであり、関係部局と連携して、発信方法等を検討していく」との答弁がありました。

なお、当面する行政課題として、福祉部及び保健医療部から、それぞれ、「指定管理者に係る令和3年度事業報告書及び令和4年度事業計画書について」、保健医療部から「大学附属病院等整備の進捗状況について」の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

産業労働企業 委員長報告



委員長 岡田 静佳

産業労働企業委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案2件であります。

以下、これらの議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、産業労働部関係では、第91号議案について、「県内観光関連事業者への支援について、観光バス事業者に着目して支援を行うこととしたのはなぜか。また、支援はいつから開始されるのか」との質疑に対し、「観光需要は回復しつつあるが、観光バスの稼働率は、本年5月時点で新型コロナウイルス感染拡大前と比べて、37.7%と回復が遅れている。また、昨今の燃料価格の高騰により収益につながりにくい状況もある。そのため、観光需要の喚起及び事業者の負担軽減の観点から観光バス事業者を支援することとした。速やかな支援が重要であるため、今月中に受付を開始し、来月から補助の対象とできるよう検討を進めている」との答弁がありました。

また、「県内中小企業等の省エネ・再エネ設備投資への支援について、カーボンニュートラルや脱炭素といった概念は理解が難しい。どのように中小企業に対し、理解を促し、支援を進めていくのか。ま

た、具体的にはどのような設備が対象となるのか」との質疑に対し、「環境部、融資の受付を行う商工団体及び実際に融資を行う金融機関などと連携し、セミナーや経営相談等で積極的にPRしていくとともに、県ホームページや彩の国だより、商工団体・金融機関の広報誌等にも掲載していきたい。また、対象となる設備としては、太陽光発電や空調設備でCO₂が削減できるようなものが挙げられる」との答弁がありました。

次に、企業局関係では、第98号議案について、「定年の引上げに伴う一連の制度改正は、今後、企業局の体制や経営にどのように影響するのか」との質疑に対し、「役職定年や短時間勤務への移行などの働き方の多様化に伴うポスト設定、人員配置についての配慮及び将来にわたり安定的な経営を持続するための採用の在り方の検討が必要になる。また、仮に知事部局と同様に60歳以後の給料月額を7割とした場合、これまでの再任用職員よりも給与は上がり、人件費にも影響するため、不断の経営努力が求められる」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました議案2件について採決いたしましたところ、いずれも総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、所管事務の調査として、「マレリに民事再生法が適用されることに関する本県の対応について」質問が行われました。

その中で、「マレリに対し大規模研究施設立地促進補助金が支出されているが、補助期間と補助金額はどの程度か。また、マレリ以外に同補助金が採択された企業はあったのか」との質問に対し、「補助期間は、平成20年度から平成29年度までの10年間で、補助金額は、総額で約9億2,700万円である。また、同補助金に採択されたのはマレリのみである」との答弁がありました。

また、「今回の件で、県経済に与える影響はどうか」との質問に対し、「同社からは一般取引先などへの影響はないとの連絡を受けているが、本県を代表する企業であり、同社の動向は県経済に影響があると考えているので、今後も情報収集に努め、必要な対応を図っていきたい」との答弁がありました。

なお、当面する行政課題として、産業労働部から

「指定管理者に係る令和3年度事業報告書及び令和4年度事業計画書について」の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

県土都市整備 委員長報告

委員長 飯塚 俊彦



県土都市整備委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案4件であります。

以下、これらの議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、都市整備部関係では、第104号議案について、「家賃の滞納月数が10か月以上と長期になっているが、もっと早い段階で訴訟対象者とするのはできなかったのか。また、これまでの訴訟でどのような効果があったのか」との質疑に対し、「訴訟対象者の家庭の状況や滞納理由などを慎重に調査していることや、訴訟に向けた予告訪問、最終の明渡し請求通知などが必要となることから、結果として滞納月数が長期となっている。また、令和3年度における6か月以上の滞納者は、ピーク時の平成12年度から97.5%減少しており、訴訟によって高い抑止効果があったものと考えている」との答弁がありました。

次に、下水道局関係では、第99号議案について、「定年を延長することにより今後の人件費はどのようになるのか。また、人件費の増加が見込まれるのであれば、これを契機に業務改善、特に、民間委託について改めて検討してはどうか」との質疑に対し、「定年延長の影響が実際の給与費に反映されるのは令和6年度予算からになる予定だが、影響額は、下水道局の給与費約12億円に対して360万円程度と推計している。現状でもこの程度の給与額の変動は起こり得るレベルであり、職員定数が現状のまま維持されれば、大きな給与費の変動はないと考えている。

また、民間への委託の検討や職員一人一人の生産性の向上などに努め、効率化について不断の努力をしていきたい」との答弁がありました。

このほか、第97号議案及び第105号議案については、執行部からの詳細な説明をもって、了承した次第であります。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました議案4件について採決いたしましたところ、いずれも総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、当面する行政課題として、都市整備部から「指定管理者等に係る令和3年度事業報告書及び令和4年度事業計画書について」並びに「令和4年度における指定管理者の選定について」、下水道局から「包括的民間委託に係る令和3年度事業実績及び令和4年度事業計画の概要について」、県土整備部から「埼玉県の道づくり」の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

文 教 委員長報告

委員長 吉良 英敏



文教委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案4件であります。

以下、これらの議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、第101号議案について、「新たに開校する児玉高等学校及び飯能高等学校の特色はどのようなものか。また、地元の理解が得られ、統合して良かったと思われるように、今後どのような教育を行っていくのか」との質疑に対し、「児玉高等学校は、普通科、農業科、工業科の3科を併置する県内初の高校で、複数の学科の生徒が共通の課題に取り組むことで、生徒同士が考えを深め合って成長することが期待できる。飯能高等学校は単位制の導入により、

大学進学を中心とした生徒たちの進路希望に応じた多様な選択授業を展開する。統合する両校が、これまで築いてきた魅力を結集、発展させ、地域との協働を更に深めて地域に貢献し、信頼される学校にしていきたい」との答弁がありました。

また、「新校の校名はどのようなプロセスで決めたのか。また、少子化が進む中で学校の統廃合は避けられないと思うが、今後県内で統合があった場合に、今回と同じプロセスとなるのか」との質疑に対し、「地元関係者などで組織する新校準備委員会において、校名のアイデア募集の方法について検討を行い、県民からアイデアを募集した。その後、同委員会で協議を重ね、その意見を踏まえ、県教育委員会で慎重に検討を行った。最終的には、地域に根ざし永く愛されるように、また、生徒募集の際に分かりやすいようにという視点から校名を決定した。今後基本的には同様のプロセスで決定したい」との答弁がありました。

このほか、第91号議案及び第100号議案についても活発な論議がなされ、第102号議案については、執行部からの詳細な説明をもって、了承した次第であります。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました議案4件について採決いたしましたところ、いずれも総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、所管事務の調査として、「埼玉県におけるGIGAスクール構想の状況について」質問が行われました。

その中で、「市町村間におけるICTの活用状況の差を埋めるために、各市町村との情報共有や連携をどのように行っているのか」との質問に対し、「教員や市町村教育委員会の職員を対象に、情報の共有、課題解決に向けた協議の場を設定し、教員の活用能力の向上に取り組んでいる。今後は、優れた取組を行っている市町村の授業の内容を公開して共有したり、市町村の個別の要請に応じたオーダーメイド型支援を行うなど、全体的なレベルアップが図れるように努めていきたい」との答弁がありました。

また、「本県のGIGAスクール構想に対して、教育長はどのように考えているのか」との質問に対し、「本県のGIGAスクール構想の目指すところ

は、児童生徒一人一人の学習状況に応じた、個別最適化された学びを積極的に展開することである。また、ICTを活用することにより、物理的な距離や空間を超えて世界とつながる学びができるようになる。世界的な課題の解決に向けて、子供たちが世界の様々な人たちと協働し、コミュニケーションを図りながら学べるような環境が整っていくものと考えている」との答弁がありました。

なお、当面する行政課題として、「指定管理者に係る令和3年度事業報告書及び令和4年度事業計画書について」並びに「令和4年度における指定管理者の選定について」の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えて、本委員会の報告を終わります。

警察危機管理防災 委員長報告



委員長 美田 宗 亮

警察危機管理防災委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会には、付託案件がなく、所管事務の調査として、「猟銃の所持許可手続について」、「インターネットカフェ立てこもり事件における防犯上の課題と現時点で考えられる予防策について」及び「他県からの応援を想定した訓練について」質問が行われました。

以下、論議のありました主なものについて申し上げます。

まず、「本定例会の一般質問において、生活保護受給者に散弾銃の所持を認めないと福祉部長が答弁をしている。県警察において、銃砲所持者が生活保護受給者であると認識したにもかかわらず、個人情報保護法等を理由として、福祉部と情報を共有しないことは、法令が隠れみよになるのではないか」との質問に対し、「銃砲所持者に係る情報については、関係法令の規定により福祉部局への提供は困難であるが、県警察としては、銃の適切な維持管理ができるかという観点から経済状況等を調査するなど、所

持不適格者を排除するために、今後も厳格な審査や調査を実施していきたい」との答弁がありました。

次に、「インターネットカフェにおける防犯上の課題や予防策について、立てこもり事件の再発防止の観点からどのように検証しているのか」との質問に対し、「インターネットカフェにおける防犯上の課題として、夜間の従業員が少ないことや外部からの視認性が低い施設であるなど、その営業形態に由来する問題があることに加え、店舗による防犯意識の温度差が認められる。当該事件を受けて、直ちに防犯上の課題を踏まえた指導・助言を、埼玉県インターネットカフェ等防犯連絡協議会を通じて行ったところである。県警察では、事業者等による自主的な防犯対策を強力に支援するほか、関係機関、事業者、事業者団体等との連携、支援により、不断に再発防止に取り組んでいきたい」との答弁がありました。

次に、「政府の地震調査委員会では、30年以内に70%の確率で首都直下地震が発生することを予測している。こうした中で、他県から消防等の応援を受けるといった想定はあるのか」との質問に対し、「消防組織法に基づき、被災地以外の他の都道府県の消防が応援する仕組みとして、緊急消防援助隊がある。本県では応援を受けたケースはないが、本県からは15件の災害に出動している。また、本年度は本県が被災したとの想定で関東ブロック合同訓練を実施予定である」との答弁がありました。

なお、当面する行政課題として、警察本部から「山岳救助の現状と対策」、危機管理防災部から「指定管理者に係る令和3年度事業報告書及び令和4年度事業計画書について」の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

自然再生・循環社会対策 特別委員長報告

委員長 岡 地 優



自然再生・循環社会対策特別委員会における審査

経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「自然環境の保全・再生、地球温暖化・省エネルギー対策、廃棄物の処理及び資源循環社会の形成に関する総合的対策」であります。今回は、「河川の水質保全の推進について」審査を行いました。

審査に当たりますは、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「生物化学的酸素要求量、すなわちBODが1リットル当たり3ミリグラム以上の河川については、今後どのように水質を改善していくのか」との質問に対し、「河川の水質汚染の原因の多くは、生活排水が流れ込むことであるため、生活排水が直接河川に流れ込む単独処理浄化槽などから合併処理浄化槽への転換や、下水道への接続を粘り強く進めていきたい」との答弁がありました。

次に、「工場・事業場の規制や水質異常事故について、再発防止対策は徹底されているのか。また、河川の水質の改善には、企業や地域の水質保全に対する意識を高める必要があると考えるがどうか」との質問に対し、「排水基準違反や水質異常事故の再発防止は非常に重要であり、原因者に対して、再発防止を指導している。また、企業に対して河川の状況を説明しているものの伝わり切らない部分もあるため、企業へ指導をするとともに、地域の方々を含めて、意識をもって水質保全に努めていただけるように取り組んでいく」との答弁がありました。

このほか、河川の水質保全の推進について、活発な論議がなされました。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、「自然環境の保全・再生、地球温暖化・省エネルギー対策、廃棄物の処理及び資源循環社会の形成に関する総合的対策」につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げます。本委員会の報告を終わります。

地方創生・行財政改革 特別委員長報告

委員長 小久保 憲 一



地方創生・行財政改革特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「地方創生・SDGsの推進、魅力ある地域づくり、行財政・職員の働き方改革及び情報技術の活用並びにDXの推進に関する総合的対策」であります。今回は、「地方分権改革について」及び「魅力ある地域づくりについて」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「権限移譲は約7割まで進んでいるものの今後の受入希望が減少している。残りの約3割はどのような事務なのか」との質問に対し、「権限移譲が進んでいないのは、専門性が非常に高い事務、直接住民サービスの向上につながりづらい事務及び市町村域を超えた広域的な事務である。このような事務については、既に権限移譲を受けている市町村の事業効果を検証し、移譲を受けていない市町村に対して丁寧に説明することで対応していきたい」との答弁がありました。

次に、「地方分権を進めることが住民サービスの向上、ひいては魅力ある地域づくりにつながると考えるがどうか。また、県北地域の人口減少が顕著である。当該地域の人口を増やすため、デジタルインフラ整備の必要性についてどう考えるか」との質問に対し、「魅力ある地域づくりを進めるためには、各市町村が地域の実情に応じた課題解決を図る必要がある。市町村の自立性を高め、地域の課題解決や地域の魅力向上につなげるために、引き続き市町村への権限移譲を進めていく。また、デジタルインフラの整備は生活や仕事に欠かせないものであり、しっかりと進めていく必要がある。市町村のワーキングスペースなどの設置に対して、県のふるさと

創造資金で支援するとともに、国の交付金も紹介しながら、整備を進めていきたい」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げますが、「地方創生・SDGsの推進、魅力ある地域づくり、行財政・職員の働き方改革及び情報技術の活用並びにDXの推進に関する総合的対策」につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げます。本委員会の報告を終わります。

公社事業対策 特別委員長報告

委員長 新井 一 徳



公社事業対策特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「公社事業の経営・見直しに関する総合的対策」であります。

初めに、今年度の年間テーマ及び審査対象公社について協議し、「公社における改革の取組について」をテーマとして、関連する公社を審査することに決定いたしました。

今回は、「県の公社指導について」並びに年間テーマに係る審査対象公社として、「公益財団法人埼玉県産業振興公社」、「公益財団法人埼玉県公園緑地協会」及び「埼玉県住宅供給公社」の審査を行ったところであります。

審査に当たりましては、執行部及び各公社から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、公益財団法人埼玉県産業振興公社について、「県内の中小企業のデジタル化を促進するため、公社としてどのような支援を行っているのか」との質問に対し、「企業の業種や業態によってニーズが異なる。製造業については、AIやIoT導入の成功事例の紹介や研修を実施し、商業・サービス産業については、ホームページの作成やキャッシュレス決

済導入など、アドバイザーによる伴走支援を行っている」との答弁がありました。

次に、公益財団法人埼玉県公園緑地協会について、「自然災害や疫病等による利用者の安全確保のための体制強化とあるが、公園利用者の安全確保のための施設利用について、どのような取組を行っているのか」との質問に対し、「利用者の安全の確保については大きく三つの観点から考えている。一つ目は公園施設の不備による事故の防止、二つ目は熱中症等とのバランスに配慮した新型コロナウイルス感染症対策、三つ目は台風や地震など自然災害が発生した場合における利用者の安全確保である。これらの観点に留意して安全対策に努めている」との答弁がありました。

次に、埼玉県住宅供給公社について、「高齢者世帯等に対するきめ細かいサービスの提供として、県営住宅では単身高齢者世帯等に対してどのような取組を行っているのか」との質問に対し、「昨年度は、70歳以上の希望者に対して月に1回電話による安否確認を行った。また、通信機能を備えた電球を希望者に配布するなど、IoTを活用した見守りも実施している」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、「公社事業の経営・見直しに関する総合的対策」につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げまして、本委員会の報告を終わります。

少子・高齢福祉社会対策 特別委員長報告

委員長 齊藤 邦明



少子・高齢福祉社会対策特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「少子・高齢社会、地域医療、障害者並びにシニアを含めた人材活用に関する総合的対策」ですが、今回は、「障害者の自立支援について」審査を行いまし

た。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「ヘルプマークの普及について、今後どのように取り組んでいくのか」との質問に対し、「県のSNSやホームページへの掲載などによる普及啓発のほか、本年1月から、県内在住のヘルプマーク利用者6名を『ヘルプマーク普及大使』として任命し、実際にどのような援助を必要としているか、当事者目線で発信してもらう取組を始めた」との答弁がありました。

次に、「障害者の法定雇用率が未達成の企業は、どのような理由から達成できていないのか。また、法定雇用率を達成するために、県は、どのように働き掛けていくのか」との質問に対し、「法定雇用率を達成できない理由として、障害者雇用の経験がないことや、障害者の仕事がないことなどがある。そこで、県では、障害の特性に応じた仕事をその事業所の中で見つけ出し、提案するなどの働き掛けを行っている」との答弁がありました。

次に、「医療的ケア児等コーディネーターの配置状況について、現在、配置されていない自治体に対して、どのような支援を行っているのか。また、いつまでに全ての市町村に配置するのか」との質問に対し、「現在、41市町村に配置されている。配置されていない自治体に対しては、障害福祉に関する相談支援の専門家をアドバイザーとして派遣する事業を行っている。また、令和5年度末までに全ての市町村に配置するよう、第6期埼玉県障害者支援計画において目標を定めている」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、「少子・高齢社会、地域医療、障害者並びにシニアを含めた人材活用に関する総合的対策」につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げまして、本委員会の報告を終わります。

経済・雇用対策 特別委員長報告

副委員長 横川 雅也



経済・雇用対策特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「中小企業の振興、先端産業の推進、企業誘致及び働き方改革の推進を含めた雇用に関する総合的対策」であります。今回は、「埼玉県経済の動向と経済・雇用対策について」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「本県では、令和3年度末の融資残高が約1兆2,000億円となっているが、リーマンショック期には『貸しはがし』が大きな問題になった。県は、今後の返済においてどのようなスタンスで臨むのか」との質問に対し、「現在、日本銀行による金融緩和政策が継続されており、金融機関が手元に資金を置くとコストがかかることから、融資先企業への貸しはがしリスクは、あまり想定されていない。一方、原油や原材料の価格が高騰するなど、経済環境の変化から、返済に支障が生じる懸念もある。そのため、県信用保証協会や金融機関に対して条件緩和等の積極的な利用や個々の企業の状況を踏まえて対応していただくよう通知を発出し、協力を要請している」との答弁がありました。

次に、「公共事業を県内企業に発注する一番の目的は、県内企業の育成である。災害時の協力体制確保という意味では、県内企業の中でも特に県土整備事務所管内の業者が重要である。市町村に対しても、こうした視点で企業育成の重要性を示すよう指導することが必要ではないか」との質問に対し、「総合評価方式では、管内に本社があることを加点要件とすることが多く、管内企業への発注に配慮している。また、独自にガイドラインを定めている市町村もあることから、指導までは難しいかもしれないが、市

町村発注担当者が集まる会議などの機会を通じて、県の取組を周知していく」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げますが、「中小企業の振興、先端産業の推進、企業誘致及び働き方改革の推進を含めた雇用に関する総合的対策」につきましても、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げます。本委員会の報告を終わります。

危機管理・大規模災害対策 特別委員長報告

委員長 日下部 伸三



危機管理・大規模災害対策特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「大規模災害等に係る応急・防災対策及び災害支援に関する総合的対策」であります。今回は、「災害に強い県土づくりについて」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「水害対策として、毎年河川の浚せつをどの程度実施しているのか。また、浚せつによって発生した土砂をどのように処理しているのか」との質問に対し、「緊急浚せつ事業として、令和2年度は34河川・42か所、令和3年度は46河川・63か所で実施し、約300,000立方メートル、25メートルプールに換算すると約900杯分の土砂を撤去した。浚せつにより発生した土砂は公共事業で有効活用するよう努めている」との答弁がありました。

次に、「川の防災情報ウェブサイトについて、令和元年東日本台風の際にアクセスが集中し、つながりにくくなる事象があった。今回行われたリニューアルで、どのような改善が図られたのか。また、県民にどのように周知を行ったのか」との質問に対し、「今回の改修で、アクセスの集中によるサーバーへの負荷を分散するコンテンツ・デリバリー・ネット

ワークを導入した。令和元年東日本台風の際は1日に380,000件のアクセスがあったが、この導入により、1時間当たり400,000件以上のアクセスを処理できるように改善している。また、県民への周知は、県ホームページへの掲載のほか、知事記者会見で取り上げるなどして行っている」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、「大規模災害等に係る応急・防災対策及び災害支援に関する総合的対策」につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げます。本委員会の報告を終わります。

人材育成・文化・スポーツ振興 特別委員長報告



委員長 立石 泰広

人材育成・文化・スポーツ振興特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「人材育成、教育改革、文化及びスポーツの振興に関する総合的対策」であります。今回は、「教育改革について」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「特別支援学校卒業生の就労先は限られた職種になりがちであるが、生徒はアートやデザインなど様々な能力を持っている。生徒の持つ能力を生かし、これまでの職種にとどまらない就労につなげていくため、どのような取組を行っているのか」との質問に対し、「特別支援学校の作業学習班において、新しい分野を取り入れた授業を行っている。また、今年度は、肢体不自由の学校2校に分身ロボットを配置し、接客等についてどのような授業ができるか実証研究を行う予定である。さらに、知的障害、肢体不自由、視覚障害、聴覚障害の4校を研究校に指定し、ICTを活用した職業教育について研究を

進めている」との答弁がありました。

次に、「農業高校の農作物販売実習では、県が販売価格を決めていると聞くが、県立高校が目標に掲げる『社会的・職業的自立に向けた資質・能力の育成』のためには、生徒自身が価格を設定できるようにするべきではないか。また、このような生産物売払収入は全て県の収入になるとのことだが、学校に収益の活用を認めるべきではないか」との質問に対し、「販売実習等については、教科等横断的な学習として経済の仕組みなども加味して教えることで適正価格等について考える場にすることもできる。今後どのようにしたらよいか、取組方法を考え、販売実習等を進めていきたい。また、生産物売払収入は県の会計に入るが、学校でプランを作り寄附を募る『教育環境整備基金』に一部組み入れている。今後も、学校に分かりやすい使い道や周知について考えていきたい」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、「人材育成、教育改革、文化及びスポーツの振興に関する総合的対策」につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げます。本委員会の報告を終わります。

新型コロナウイルス感染症対策 特別委員長報告



副委員長 本木 茂

新型コロナウイルス感染症対策特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「新型コロナウイルス感染症対策等に関する件」であります。今回は、「第6波における感染症対策の検証と今後の体制構築」について審査を行い、その中で、予算特別委員会の附帯決議に関連して「新型コロナウイルス感染症対策について」の報告がありました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「感染症対策については、今後もエビデンスに基づいて対策を進めていく必要があるが、状況によっては、エビデンスに基づかなくても進めていく事項もあると考える。この点について、検証を行っているのか」との質問に対し、「第6波においては、流行が始まる前から、諸外国からの情報で、感染力がかなり強く感染が一気に拡大するおそれがあるという兆候が見えた。このため、自宅療養者が増えるであろうということで体制を強化した。しかし、陽性者が増えると医療機関が圧迫されるため、その圧迫を食い止めることが最重要課題であると考えている。今後は、オミクロン株の亜種又は新たな変異株についての情報、これまでの対策について専門家の意見も聞きながら情報を集め、先手で対策を行い、感染の波をなるべく小さくする対応について不断に検討していきたい」との答弁がありました。

次に、「感染者数が依然減少しない中で、今後、後遺症が一番の関心事になると考える。後遺症については経済的な問題や、本人だけではなく家族のケアも関わるため、総合的に考えて専門の相談窓口があった方がよいと考えるがどうか。また、後遺症に関しては社会的認知度の向上が必要である。県として後遺症に対する理解を社会全体に広め、治療と仕事が両立できるような取組を行う必要があると考えるがどうか」との質問に対し、「後遺症への取組は、相談窓口というより、診療できる医療機関を増やすという視点から始めた。しかし、困っている方にどのような相談ができるかという視点は非常に重要であるため、相談への対応について検討したい。また、社会的認知度の向上については、後遺症外来を実施する医療機関の周知に加えて、労働部局とも連携して取り組んでいきたい。さらに、市町村の広報紙が非常に有効な手段であると考えており、市町村の協力をいただき進めていきたい」との答弁がありました。

次に、「経済産業省職員による持続化給付金の不正受給などが全国的な問題になっている。本県の協力金では、これまで不正受給はあったのか。不正が悪質の場合は公表すべきと考えるがどうか。また、不正受給のチェック機能はしっかりと働いているのか」との質問に対し、「本県においても、現時点で営業許可書の偽造などで22件の不正受給を確認して

いる。公表については、不正受給の事実は法人不利益情報に該当するため、通常、情報の開示請求があっても開示しない情報に当たる。公表するとなれば制裁的意味合いが強くなり、慎重に行う必要があるため、現時点では行っていない。また、チェック体制については、営業許可書等を書面で提出してもらい、書面で十分確認できない事項については聞き取り等を行いチェックしている。さらに、県民から不正受給に関する情報提供が寄せられるため、情報提供を一覧にして審査の段階で全てチェックしている。なお、22件については既に全て返金されている」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、「新型コロナウイルス感染症対策等に関する件」につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げまして、本委員会の報告を終わります。